

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る申請等手数料

・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(12条第1項・13条第2項)

申請区分	申請手数料(円)	
	モデル建築物基準B※2	その他
工場、倉庫その他これらに類する用途※1のみに供するもの	26,000	30,000
上記以外のもの	108,000	277,000

※1 工場、倉庫その他これらに類する用途とは、建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

※2 モデル建物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

適用 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定及び軽微な変更に関する証明書交付申請は上記料金の半額

・建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(34条第1項)

申請区分		申請手数料(円)			
建物用途区分	延べ面積	登録判定機関等により技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの		
			モデル建築物基準A※1	誘導仕様基準	左記以外
非住宅部分	300㎡未満	10,000	85,000	/	221,000
	300㎡以上	16,000	108,000		277,000
一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	/	17,000	34,000
	200㎡以上			19,000	37,000
共同住宅等	300㎡未満	10,000	/	32,000	67,000
	300㎡以上	20,000		56,000	112,000

※1 モデル建物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

適用 1 変更認定申請は上記料金の半額

2 複合建築物の額は、住宅部分と非住宅部分の額の合計となります。

3 確認申請の併願には、別途確認申請手数料が必要となります。

・建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料(41条第1項)

申請区分		申請手数料(円)		
建物用途区分	延べ面積	登録判定機関等により技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの	
			標準入力法 主要室入力法 性能基準	モデル建物法 仕様基準
非住宅部分	300㎡未満	10,000	221,000	85,000
	300㎡以上	16,000	277,000	108,000
住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	34,000	17,000
		200㎡以上	37,000	19,000
	共同住宅等	300㎡未満	67,000	32,000
		300㎡以上	20,000	112,000

適用 複合建築物の額は、住宅部分と非住宅部分の額の合計となります。